

○視能訓練士名簿の訂正と免許証書換え申請手続について

手続概要	視能訓練士の免許を登録した後、氏名等の変更により登録事項に変更が生じたときは、視能訓練士名簿の訂正をしなければなりません。その時に申請する手続です。
根拠法令	視能訓練士法施行令第3条・第5条、視能訓練士法施行規則第3条・第5条
申請方法	【提出先】 申請書類等は、住所地の保健所（一部県については県庁）へ提出してください。 【受付時間】 保健所（一部県については県庁）の業務時間内
その他	【手続対象者】 視能訓練士名簿登録事項のうち、本籍地都道府県名（外国籍の方については、その国籍）や氏名等が変更になった視能訓練士 【提出時期】 変更になった日の翌日から30日以内 【手数料（説明）】 登録免許税（収入印紙）は1,000円です。 【相談窓口】 保健所、都道府県衛生主管部局、厚生労働省医政局医事課試験免許室免許登録係